

第3章 地域協働復興

〈資料〉

資料3-1 地域での合意形成プロセスにおける視点(案)

1 地域での合意形成の取り組みの必要性

被災後は居住者や地権者が一時転出することなどが想定され、平常時に比べて合意形成が難しい状況にある。しかし、一刻も早い復興のためには、効率よく議論を深め、まちの進むべき方向を共有すること(合意形成)が重要である。

ここでは、市が条例を制定した場合に認定する地域復興協議会について述べているが、認定をしない様々な協議会においても同様に考えることが望ましい。

2 具体的な方向

(ア) 地域復興協議会の組織化

- a 震災後のまちづくり計画について検討を行うために、住民は地域復興協議会を組織化する。機運が盛り上がりにくい場合は、市が組織化の呼びかけを行う。
- b 組織化に当たっては、事業等の導入が想定される単位又は町丁目、学校区等の既存の社会的圏域で区分し、既存まちづくり協議会がある場合はその会員の他、地権者や借家人、町会等の地元組織の役員、公募による選出者等、多様な住民により構成する。
- c 地域復興協議会の組織化が困難な地域では、説明会やアンケート等で関係権利者の意向を把握し、意見集約を行う。
- d 地域復興協議会は、まちづくりの計画について検討する他に、コミュニティ再生計画や地域産業復興計画、福祉振興計画等の地域の状況に応じた様々な計画づくりについても検討を行うことが必要となる。

(イ) 地域復興協議会での検討

- a 地域復興協議会では、まちづくりの目標や骨格プラン、分野別の方針について検討を行い、「まちづくり提言」としてまとめ、市に提言を行う。その際、被災地域外への一時転出者の意向を十分に踏まえることに留意する。
- b 被災地域外に一時転出した住民については、アンケートやヒアリング等を通して意向を把握する。
- c 地域復興協議会は、地区復興まちづくり計画や個別事業の整備計画が策定された後の事業の推進や、完成施設の維持管理を担う等、まちづくりの主役として関わっていく。

(ウ) 一時転出者への対応

- a 一時転出者の連絡先の把握については、地域復興協議会が中心となり、転出先を書いた立て看板及び近所への伝言の有無等を確認し、転出先の把握に努める。また、郵便局に転送の届出が行われていると想定されるので、被災前の住所へ郵送し、転出先を連絡するように伝える。
- b 地域復興協議会への参画が困難な一時転出者の意向を把握するために、協議会の検討経過等の情報が一時転出者に伝えられる必要がある。協議会における検討内容を郵送やインターネット、ファックス等を活用して十分な情報提供を行う。

資料3-2 震災復興での協議会の事例

◆ 大阪府尼崎市築地地区

地域復興協議会の事例

～阪神淡路大震災における尼崎市築地地区の復興委員会～

尼崎市築地地区では、下図に示すような復興委員会がつけられた。まさに、本マニュアルで示した地域復興協議会方式で復興に取り組んだ事例である。

1 地区の概況

- 尼崎城の城下町、江戸時代初期につくられたまち。街路も碁盤目状
- 人口:2,440人 世帯数:1,040世帯 面積 13.7ha 人口密度:178人/ha
- 全世帯の7割が借家 持地持家は5割 敷地面積 30坪未満の土地が7割
- 地盤沈下(1m50cm～1m80cm)と住工混在の問題を抱えていた。

2 被害状況

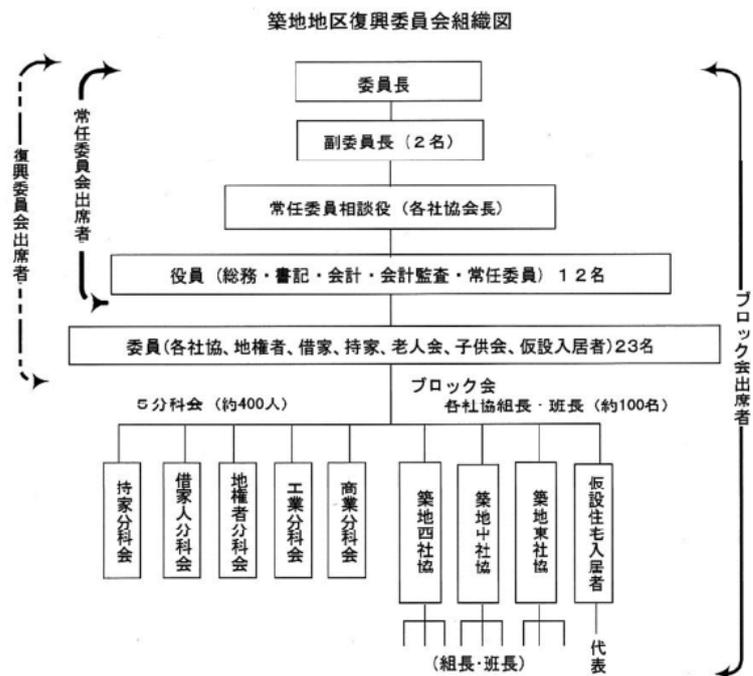
- 建物 1,109戸 全半壊 302戸 建物の80%が液状化によって傾斜・沈下

3 復興の歩み

- 平成7年2月26日 築地地区復興委員会発足(常任委 18名、委員 23名、合計 41名)
- 5分科会=約400名 ブロック会=約100名 総勢=約550名
- 半数の世帯が参加の復興委員会
- 5隼間に延べ約250回の復興委員会を開催=50回/年・4回/月
- 事業の選択はあくまでも地域住民が決めることを鉄則とした。
- 事業用仮設住宅を300戸建設
- もと住んでいた借家人がもとのように住めるよう、家主と協定し、家賃を据置いた。



(築地地区復興委員会の様子)



出典：「東京都震災復興マニュアル復興プロセス編」東京都(都市整備局)

資料3-3 地域復興協議会の会則(案)

〇〇地区 地域復興協議会会則(案)

(名称)

第1条 本会は〇〇地区 地域復興協議会(以下「協議会」と称する。)とする。

(目的)

第2条 協議会は、〇〇地区の震災からの復興について協議し、〇〇となるまちづくりの推進を目的にする。

(会員と区域)

第3条 本会の会員は、〇〇地区(丁目)の居住者・事業者・及び土地建物の権利を有する人及びその区域で地域活動を行う団体に属するものとする。なお、申し出た退会希望者は拒まない。

(活動)

第4条 第2条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

- ア) 会員の総意を反映したまちづくり提案の作成と市への提出
- イ) まちづくりのための調査、研究、協議、企画、事業の実行
- ウ) 会員への広報、まちづくり啓発
- エ) 関係機関への働きかけ、その他、まちづくりに関する活動

(委員)

第5条 次の方法で委員を選出し、委員会を設置し、第4条の活動を行う。

- ア) 会員であって地域活動組織から推薦されたもの
- イ) 会員であって、本協議会の目的を理解して委員となることを申し出たもの
- ウ) 本地区の復興まちづくりに寄与できることを委員会が認めたもの

(会長等)

第6条 会には会長1名、副会長若干名、運営委員若干名を置く。会長は、会を代表し、委員会、総会を招集し主催する。

- 2 会長は委員の互選によって定める

(総会と委員会)

第7条 会長は、年1回以上協議会総会、及び委員会を招集する。

- 2 総会は、区域に係わる復興に関する地域の総意を示す場とする。規約、まちづくり提案など会の重要事項は、総会での検討を経て最終的に効力をもつことにする。
- 3 委員会は、総会の検討をふまえて、本協議会の運営及び会の活動をつかさどるものとする。
- 4 会の重要事項について総会の開催が困難な場合は、アンケートなどをもって総会の検討に替えることができる。この場合、次回の総会に報告し承認を得なければならない。

(職務及び任期)

第8条 役員、委員の任期は2年とする。再任はさまたげない。

(運営等)

第9条 総会、委員会は会長が招集する。会員または委員の1/3以上の要請があった場合は、会長は総会または委員会を招集しなければならない。

資料編<第3章関連>

- 2 協議会において決定すべき事項については、会員・委員は相互に努力して合意に達するものとする。
- 3 会長は、目的の達成のため、広報部会、その他検討部会・街区別部会を置くことができる
- 4 総会、委員会には会の承認をえたものは傍聴し参考意見を述べることができる。
- 5 会長は、市に対して市職員や専門家の出席や資料提供を求めることができる。

(事務局)

第10条 事務局は〇〇〇〇に置く。

(改正)

第11条 この会則に変更が必要な場合は、委員会で定めることができる。変更した規約は次回の総会で報告し承認を得るものとする。

付則

本規約は〇〇年〇月〇日より発効する。

※その他 予算・決算・会計・個人等の活動の自由などを定めることができる。

資料3-4 地域協働復興推進条例の施行規則(案)

市川市地域協働復興推進条例施行規則(案)

令和○年○月○日
規則第○号

(地域復興組織の認定)

- 第1条 条例第10条第2項の規則で定める地域復興協議会として認定を受けようとする団体は、地域復興協議会認定申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、地域復興協議会として認定することが適当と認めたときは、速やかに地域復興協議会認定通知書(第2号様式)により団体の代表に通知するとともに、その旨を公表するものとする。

資料3-5 地域復興協議会の認定申請書式(案)

第1号様式(第1条関係)

年 月 日

市川市長 殿

代表者住所
代表者氏名
電話

地域復興協議会認定申請書

市川市地域協働復興推進条例第10条第2項の規定により、地域復興協議会の認定を受けたいので、つぎのとおり申請します。

団体の名称	
構成人数	
復興に係る地区の区域	
復興に係る活動の目的および趣旨	
添付資料	<input type="checkbox"/> 規約 <input type="checkbox"/> 役員および委員名簿 <input type="checkbox"/> 復興に係る区域の図 <input type="checkbox"/> その他、市長が必要と認める書類

第2号様式(第1条関係)

年 月 日

様

市川市長

地域復興協議会認定通知書

年 月 日付けで申請のあった地域復興協議会については、つぎのとおり認定しましたので通知します。

団体の名称	
代表者の氏名	
復興に係る地区の 区域	
認定の条件	

資料3-6 災害時における相談に関する協定の締結

大きな災害が発生したときに、生活上の不安にお答えするため、様々な分野の専門家による相談を受けることができるように、次の3団体と協定を締結しています。

災害時に生じる、法律問題、相隣問題等の迅速な解決に資するものと期待されます。

■ 災害時における相談に関する協定

- ①千葉県弁護士会 「災害時の法律相談等に関する協定」
- ②千葉県行政書士会 「災害時における支援協力に関する協定」
- ③千葉県土地家屋調査士会 「災害時における家屋被害認定調査等に関する協定」